

玉野市農業委員会告示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）改正（令和5年4月1日施行）に伴い「玉野市における農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積（下限面積）」（平成29年7月20日付け施行玉野市農業委員会）について廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月13日

玉野市農業委員会会長 大西敏夫

「玉野市における農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積（下限面積）」（平成29年7月20日付け施行玉野市農業委員会）についての告示を廃止する告示

「玉野市における農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積（下限面積）」（平成29年7月20日付け施行玉野市農業委員会）については、令和5年4月1日をもって廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。